

国内制度の整備及び QA/QC 計画について

1 . 背景

京都議定書第 5 条 1 では、附属書 国は温室効果ガス排出量・吸収量推計のための国内制度を整備しなくてはならないと規定されている。国内制度は 2006 年 9 月に提出する割当量報告書の一部としてその報告が求められており、割当量報告に対するレビュー（初期審査）で詳細な審査が行なわれる。また、約束期間中は議定書第 7 条 1 の補足情報として国内制度の変更点の報告を行なうこととされている。

割当量報告の提出に向けた、国内制度ガイドラインにおける国内制度に関する要求事項の現時点の対応状況は別紙 1 の通りである。国内制度の根幹となるインベントリ作成体制と QA/QC 計画は、2004 年度に開催された H16 年度算定方法検討会（第 1 回）で基本的な構造についての了承を得た。本検討会では、QA/QC 計画として考慮すべき、将来的なインベントリの改善計画についての検討、評価を行なうものとする。

また、本年度に開催された H17 年度算定方法検討会（第 1 回）において、算定方法検討会の QA/QC 体制における位置付けや、インベントリ作成に関わる立場と審査を行なう立場を明確にすることが望ましいとの指摘があったことを受け、我が国のインベントリ作成体制における QA/QC の実施主体と位置付けを明確にすべく再整理を行なった。

2 . QA/QC 手続きにおける算定方法検討会の位置付けについて

(1) QA/QC とは

品質管理(QC : Quality Control)、品質保証(QA : Quality Assurance)は、質の高い完全性を持ったインベントリ作成を目的として各国が行なう手続きである。QC 活動はインベントリ作成 / 開発関係者による内部チェック手続き、QA 活動は外部の人員による審査手続きである(表 1)。

表 1 QA/QC の概要

		QC(品質管理)	QA(品質保証)
GPG(2000)リファレンス記述	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ インベントリ作成 / 開発に直接関わっている関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インベントリの作成 / 開発に直接関わっていない人員が望ましい
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インベントリ作成における定期的な品質の確認、管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インベントリに対する計画的なレビュー
	活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ データや算定に関するチェック ・ インベントリ作成の標準化手続き ・ エラーや遺漏の特定・対処 ・ 活動の記録・関連文書の保管 ・ 算定方法等の技術的なレビュー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ品質が目標に達していることの検証 ・ 科学的知見やデータ入手可能性の観点からインベントリが最善の方法を用いていることの保証
国内制度上の要求度		<ul style="list-style-type: none"> ・ Tier.1 : 義務(shall) ・ Tier.2 : 推奨(should) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推奨(should)

(2) 我が国の QA/QC 体制の位置付けについて

QC 手続き

我が国のインベントリ作成に係る機関である環境省（GIO 及び業務委託先民間企業を含む）及び関係省庁・関係団体に所属する担当者が行なうインベントリ作成手続きを、我が国では QC 手続きと位置付ける。

QA 手続き

算定方法検討会における国内専門家による温室効果ガスインベントリの算定方法、排出係数の設定、活動量の作成等に関する評価、検討については、インベントリ作成体制外の立場の専門家による外部審査として QA 手続きと位置付ける。

表 2 我が国の QA/QC 活動の概要

	QC(品質管理)		QA(品質保証)
実施主体	環境省温暖化対策課（GIO 及び委託先民間企業を含む）の担当者	環境省他部局、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、その他関係団体の担当者	算定方法検討会
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インベントリの作成 ・ 内部チェック ・ 算定方法の検討 ・ 排出係数、活動量データ収集 ・ 活動の記録・関連文書の保管 ・ 不確実性分析 ・ キーカテゴリー分析 ・ 専門家レビューチームへの対応 ・ 算定方法検討会の運営 ・ 情報システムの整備 ・ QA/QC の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的な事項に関する情報提供、支援 ・ 活動量データ、排出係数データの提供 ・ インベントリの確認・評価（内部審査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定方法、排出係数、活動量の設定に関する検討 ・ 算定方法に対する分析、検討、評価 ・ インベントリの評価

(3) 諸外国の QA 体制との比較

諸外国の QA 手続きとして米国、英国、EU における QA 手続きと我が国の QA 手続きは別紙 2 に示すような形式で行なわれている。我が国の算定方法検討会における検討は、特に米国が QA 手続きと位置付けて実施している排出量の推計方法に関する外部専門家審査と同様の構造を取っており、排出量算定方法やインベントリに関する評価・検討・承認を行ない、インベントリ改善の提案を行なうプロセスとして検討会を QA 手続きと位置付けることは妥当と考えられる。

3．今後のインベントリの改善計画について

国内制度ガイドラインでは、インベントリ作成計画としてインベントリ改善プロセスにおいて行なう予定のQC手続きを定め、QA活動を容易に実行できるようQA/QC計画を精査することが要求されている¹。また、インベントリ作成計画の一環として、活動量、排出係数、算定方法及びその他関連する技術的要素の質を向上する方法を考慮すべきとされている²。

これらインベントリの改善に係る方策とQA/QC手続きとして、今後我が国では以下の項目に関する検討・対応を行なうこととしたい。

1. 「基準年提出までに整理」と分類された課題への対応
2. 議定書3条3項、4項インベントリ策定の検討
3. その他審査やインベントリ作成過程等で判明した課題への対応
4. 条約インベントリの下での各種ガイドラインの改訂・変更への対応

各課題への対応スケジュール（案）は表3の通りである。算定方法検討会は必要に応じて開催することとする。

¹ 京都議定書第5条1ガイドライン パラ12(d)

² 京都議定書第5条1ガイドライン パラ13

表 3 各課題への対応スケジュール(案)

	主なイベント		京都議定書対応			UNFCCC 対応
			1. 基準年排出量確定に向けた検討	2. 3条3項, 4項活動に関する検討	3. インベントリ更新 審査指図書等対応	4. 各種ガイドラインの 改訂・変更対応
2006/1-4	2004 年度インベントリ提出 (4/15)				インベントリ更新(2004) (CRF レポーター使用開始)	
5-8		SBSTA24(5月)	基準年排出量確定			COP/SBSTA 等の状況 を踏まえ適宜対応
9-12	割当量報告書提出 (9/1)				審査等対応	
2007/1-4	初期審査の訪問審査 (1~4月?) 2005 年度インベントリ提出 (4/15)	COP12,COP/MOP2 SBSTA25 (11月)	初期審査への準備 初期審査対応	(試行版提出)	インベントリ更新(2005)	
5-8		SBSTA26(5月)				
9-12		COP13,COP/MOP3 SBSTA27			審査等対応	
2008/1-4	2006 年度インベントリ提出(4/15)				インベントリ更新(2006)	
5-8		SBSTA28				
9-12		COP14,COP/MOP4, SBSTA29			審査等対応	
2009/1-4	2007 年度インベントリ提出(4/15)				インベントリ更新(2007)	
5-8		SBSTA30				
9-12		COP15,COP/MOP5, SBSTA31			審査等対応	
2010/1-4	2008 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)			(本提出)	インベントリ更新(2008)	
5-8		SBSTA32				
9-12		COP16,COP/MOP6, SBSTA33			審査等対応	
2011/1-4	2009 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)				インベントリ更新(2009)	
5-8		SBSTA34				
9-12		COP17,COP/MOP7, SBSTA35			審査等対応	
2012/1-4	2010 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)				インベントリ更新(2010)	
5-8		SBSTA36				
9-12		COP18,COP/MOP8, SBSTA37			審査等対応	
2013/1-4	2011 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)				インベントリ更新(2011)	
5-8		SBSTA38				
9-12		COP19,COP/MOP9 SBSTA39			審査等対応	
2014/1-4	2012 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)				インベントリ更新(2012)	
5-8						
9-12		COP20,COP/MOP10,SBSTA40			審査等対応	
2015/1-4	2013 年度インベントリ提出(4/15) 約束達成のための追加期間満了後報告					
5-8	追加期間後審査				審査等対応	

1) 第1 約束期間の最初(2008年1月1日)から京都メカニズムに参加するには京都議定書第7条1の補足情報を2007年から条約事務局に提出する必要がある